

(2) 市等から依頼される、承諾・確認等の必要な業務について

業務名	自治会長等の報告		
担当部課係	自治会連合会事務局	TEL:	63-2260
内容	自治会長、自治会加入世帯数、表彰該当者、協議会長や理事を報告する。		
行うこと	<ul style="list-style-type: none"> ●自治会連合会からの通知を受け、新年度の自治会長等の氏名、住所、連絡先、任期の報告、自治会加入世帯数、表彰該当者数、協議会長の報告書、口座が分かるものの写しを自治会連合会事務局（市庁舎内）に提出する。 頻度：年に1回		
根拠法令	—		

業務名	広報等配布業務		
担当部課係	秘書室	広報広聴係	TEL: 63-2128
内容	市広報紙および同時配送物を自治会員に配布する。		
行うこと	<ul style="list-style-type: none"> ●配送事業者から自治会配送先に配送される市広報紙及び同時配布物を自治会員に配布する。 ●年度途中で部数の変更及び配送先の変更があった場合は市へ連絡する。 頻度：年に12回程度		
根拠法令	—		

業務名	国勢調査の調査員推薦		
担当部課係	総合政策部 デジタル政策課	統計係	TEL: 63-2256
内容	国勢調査の調査員を推薦する。		
行うこと	<ul style="list-style-type: none"> ●市からの依頼を受け、調査員を推薦する。 ●推薦書に署名・押印する。 頻度：5年に1回		
根拠法令	総務省統計局の選考方法に基づく		

業務名	移住支援補助金の支給要件の確認		
担当部課係	総合政策部 地域課題対策課	地域課題対策係	TEL: 63-2226
内容	移住支援補助金の申請者（東京圏からの移住者）の自治会加入状況の確認		
行うこと	<ul style="list-style-type: none"> ●申請日時点で自治会へ加入している場合、申請者が持参した確認書に自治会長の署名又は押印を行う。 頻度：市内で年10件程度		
根拠法令	鹿沼市移住支援補助金交付要綱		

業務名	戸別受信機の引継ぎ		
担当部課係	総合政策部 危機管理課	危機管理係	TEL: 63-2158
内容	希望された自治会長・副自治会長等に貸与した鹿沼市防災情報伝達システムの戸別受信機を後任の方に引き継ぐ。		
行うこと	<ul style="list-style-type: none"> ●役職が変更となる場合は、後任の方に引き継ぐ。 ●引き継いだ場合は、市に変更の届出を行う。 頻度：随時		
根拠法令	鹿沼市防災情報配信システム戸別受信機の貸与に関する要綱		

業務名	人権擁護委員の候補者の選出
担当部課係	市民部 人権・男女共同参画課 人権推進係 TEL: 63-8351
内容	人権擁護について理解のある団体の構成員の中から候補者を選出する。
行うこと	●任期満了等に伴い委員を交代する際、市から該当の自治会協議会に選出依頼が届くため、候補者の選定を行う。自治会協議会長は、人権擁護委員候補者名簿を市へ提出する。 頻度：（定）3年に1回改選 （随）欠員に対する後任候補者の推薦
根拠法令	人権擁護委員法

業務名	避難行動要支援者名簿の更新
担当部課係	保健福祉部 厚生課 地域福祉係 TEL: 63-2257
内容	災害に備え、地域の要支援者を地域と市で把握（名簿を作成）する。
行うこと	●毎年、避難行動に支援が必要な方の名簿を修正する。 ●名簿は2部、同じ内容で更新し、1部は自治会で保存、1部は市へ提出する。 ●新規登録者は新たに避難支援個別プラン（ピンク色の用紙）を作成する。 頻度：年1回
根拠法令	災害対策基本法

業務名	民生委員・児童委員並びにみまもり隊員候補者の推薦
担当部課係	保健福祉部 厚生課 地域福祉係 TEL: 63-2257
内容	①民生委員・児童委員を推薦する。 ②主任児童委員を推薦する（自治会協議会長による）。 ③みまもり隊員を推薦する。
行うこと	①民生委員・児童委員：自治会長が推薦調書を作成。協議会長が区内の推薦調書を取りまとめて市に提出する。 ②主任児童委員：協議会長が推薦書を作成し、市に提出する。 頻度：（定）3年に1回改選 （随）欠員に対する後任候補者の推薦 ③みまもり隊員：自治会長と民生委員・児童委員にて協議の上、地区福祉活動（コミュニティ）推進協議会長へ隊員を推薦する。地区福祉活動（コミュニティ）推進協議会は、隊員を任命し市に提出する。 任命期間：地区ごとに定められている。
根拠法令	民生委員法等

業務名	きれいなまちづくり推進員の選任
担当部課係	環境部 環境課 環境保全係 TEL: 65-1064
内容	各地域から「きれいなまちづくり推進員」を選任に関して、自治会長が推薦する。
行うこと	●推進員を探して推薦書を作成し、市へ提出する。 頻度：（定）2年に1回 （随）委員の変更時
根拠法令	鹿沼市きれいなまちづくり推進条例

業務名	再生可能エネルギー発電設備設置に係る近隣住民等への説明会への参加等
担当部課係	環境部 環境課 環境保全係 TEL: 65-1064
内容	許可申請が必要な設置事業において、事業者が実施する説明会へ参加する。
行うこと	●事業者からの説明会（会場、日時など）の相談受付 ●事業内容の確認（説明会への参加など）や地元意見の集約 頻度：随時
根拠法令	鹿沼市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備の設置事業との調和に関する条例

業務名	法定外公共物等占用許可申請・法定外公共物工事実施承認申請に関する同意
担当部課係	都市建設部 維持課 路政係 TEL: 63-2208
内容	認定外道路及び土地改良区や水利組合等の管理者がいない普通河川等の水路において、電柱設置や合併浄化槽処理水放流等の占用や掘削などの工事を行う際、業者が現況等を確認することに同意する。
行うこと	●利害関係人の占用許可または事業者が作成する工事実施に関する同意書に署名、自治会長印を押印する。※自治会長印がない場合は個人印を押印する。 頻度：市内で年2、3件程度
根拠法令	鹿沼市法定外公共物管理条例

業務名	用途廃止申請に関する同意
担当部課係	都市建設部 維持課 路政係 TEL: 63-2208
内容	認定外道路及び普通河川としての用途を廃止し、普通財産として売り払う場合や、都市計画法第32条により開発区域内に認定外道路や普通河川を編入しようとする場合、業者が現況等を確認することに同意する。
行うこと	●認定外道路及び普通河川の用途廃止に関する同意書又は地区編入に関する同意書に署名、自治会長印を押印する。※自治会長印がない場合は個人印を押印する。 頻度：市内で年2、3件程度
根拠法令	鹿沼市法定外公共物管理条例、都市計画法

業務名	災害時等の道路復旧作業にかかる協力者謝礼金の受け取り
担当部課係	都市建設部 維持課 道路河川1係、2係 TEL: 63-2222 63-2213
内容	災害時等において、市が管理する道路の復旧作業を、地域住民が重機を用いて行った場合、代表として自治会長が謝礼金を受け取り、協力者へ配布する。
行うこと	●申請書に署名、認印又は会長印を押印し、申請者一覧表を添付して市へ提出する。 頻度：市内で年5箇所程度
根拠法令	—

業務名	砂利配車の申請
担当部課係	都市建設部 維持課 道路河川1係、2係 TEL: 63-2222 63-2213
内容	鹿沼市が管理する道路に砂利の配車を希望する場合、申請書を提出する。
行うこと	●申請書に署名、認印または会長印を押印して市へ提出する。 頻度：市内で年20箇所程度
根拠法令	—

業務名	道路工事等の同意
担当部課係	都市建設部 維持課 道路河川1係、2係 TEL: 63-2222 63-2213
内容	市が管理する道路の各種工事に関して、境界線の有無に関わらず、現在使用されている幅で工事を行うことについて同意する。
行うこと	●同意書に署名、認印または会長印を押印し、市へ提出する。 頻度：市内で年10箇所程度
根拠法令	—

業務名	交通安全施設設置の要望		
担当部課係	都市建設部 維持課	道路河川1係、2係	TEL: 63-2222 63-2213
内容	カーブミラーや区画線等の交通安全施設の設置を希望する場合、代表者として自治会長が要望書を提出する。		
行うこと	●要望書に署名、認印または会長印を押印し、市へ提出する。 頻度：市内で年20箇所程度		
根拠法令	—		

業務名	景観重要建造物・樹木の指定への同意		
担当部課係	都市建設部 都市計画課	都市計画係	TEL: 63-2209
内容	個人や関係団体が応募する際、自治会長が同意する。		
行うこと	●応募用紙の同意欄に署名、会長印を押印する。 頻度：年に1回		
根拠法令	鹿沼市景観条例		

業務名	空家等実態調査に伴う事前情報提供		
担当部課係	都市建設部 建築課	空き家対策係	TEL: 63-2243
内容	町内の空き家の現状及び新たな空き家情報を市へ提供する。		
行うこと	●可能な範囲での空き家情報を確認し、市へ情報提供を行う。 頻度：各地区5年に1回（年3～4地区ずつ）		
根拠法令	鹿沼市空家等対策の推進に関する条例		

業務名	芝焼き		
担当部課係	経済部 農政課	農産振興係	TEL: 63-2192
内容	芝焼き実施に伴う届出を行う。		
行うこと	●市が行う芝焼き意向調査に回答する。 ●実施する場合は、鹿沼市病害虫防除自治会連絡協議会（以下、協議会）に加盟し総会に出席する。※協議会は、年度ごとに芝焼きを実施する自治会で設立する。 ●芝焼き実施届出書及び保険料を協議会事務局（市）へ納付する。 ●近隣住民への周知を徹底し、消防からの注意事項を厳守し各自治会の責任で実施する。 頻度：年1回		
根拠法令	—		

業務名	日本赤十字社の社資募集		
担当部課係	鹿沼市社会福祉協議会		TEL: 65-5191
内容	日本赤十字社社資（募金）の募集活動。		
行うこと	●各世帯から社資（募金）を集めて、社会福祉協議会に提出する。 ●併せて、集めた世帯数も報告する。 頻度：年1回		
根拠法令	日本赤十字社法		